

目次

D II 8-CR-2nd-★抗告20211013.....	2
--------------------------------	---

抗告申立書兼趣意書 DII8

令和3年10月13日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和2年12月15日に、前橋地方検察庁検察官検事の寺田泰成、を公務員職権濫用罪等で告訴(前橋地検R3検60)したところ、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和3年2月26日付で不起訴処分の通知(11号証)を受けた。

これについて、令和3年3月2日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁R3つ3)、令和3年10月7日付で、前橋地方裁判所刑事第1部の水上周、鈴木麻奈美、手嶋悠生らに棄却された。

しかしながら、この決定も、不起訴処分の合理的根拠が無い、との当り前の訴えを、更に無視している。

つまり、同罪ではないとする抗弁事実が立証されていない。 犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

またこのように、同じ摘示を何度も繰り返させる無視(非人扱い)を断固糾弾する。

はっきりと書いて有る事項を悉く真向から無視している点から、その犯意は自ずと明らかである。

かような司法判断は、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として当然に無効である。

よって、原決定には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法419条に基き、抗告を申し立てる。

第1 原決定の表示

事件番号 前橋地方裁判所 令和3年(つ)第3号

主文

本件請求を棄却する。

第2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略)本件第2立入行為には正当な理由がないと認めるに足りる証拠がないため住居侵入罪は成立せず、(中略) 以上のとおり、本件請求は理由がないから、刑事訴訟法266条1号によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。」としている。

しかしながら、上記下線部分は虚偽である。 原決定こそ理由が無い。

証拠は十分過ぎるほどの蓋然性であり、それを無視しているに過ぎない。

裁判所が無視している点をあらためて以下に列挙する。

①訴えを無視しては裁判にはなり得ない点(手続的無効性)

②犯罪を隠蔽する職権など誰にも無いので、職権行使の合理性が常に不可欠である点

③当該不起訴処分には、嫌疑を否定する合理的根拠が無い点

嫌疑の概要は後述の「原事件の核心」の通りであるが、一言すれば、★崩壊済の人間関係である。

そもそも軒下のポストで用が足りる(宅内侵入は不要)のに、原則違法な行為と承知のうえで、村の集会での、以下のような★超敵対的発言(反訳書の通り)を重ねておきながら、玄関扉の「立入禁止」の表示を無視してまで、敢えて侵入する蓋然性が全く無いこと。

この総会の態様は、まさに絵に描いたような、典型的な村八分の非人扱いである。

★石井恵子は、その村八分の張本人なのだから、菩提寺の世話を口実にする余地など無い。

2号 P1 上「(石井恵子)(ハンターの件は)総会の議題より後回しにすべき」 (説明)私が発言中

3号 P4 上「(石井恵子)(郵便局の件は)ここで言うことじゃない」 (説明)私が発言中

3号 P4 下「(石井恵子)「総会を終わりにしましょう。」 (説明)私が発言中

④不起訴裁定主文では社会通念上そもそも、実質的な理由には、なり得ない点

⑤したがって職権濫用による隠蔽であり、正当行為どころではなく、手続妨害による人権侵害である点

■事実として理由が無いことを、尚も認めない狂気・欺瞞

★実質的な白痴化ないし司法拒絶による隠蔽である

隠蔽ではないことが証明されていない。 犯罪の隠蔽は、当然に、公務員職権濫用罪である。

それなのに、手続の外形面だけに固執し、居直り続ける姿はまさに白痴化であり、見苦しい。

言い換えると、訴えた当り前の蓋然性を無視しており、理由の無い事実認定である。

このように当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視するならば、いかなる犯罪も隠蔽される。

無視とは、完全無視か、極めて片手落ちの理由か、いずれにせよ、実質的な理由にはならない。

裁判とは訴えの合理性の判定であるから、これでは事案解明にならず、当り前に、裁判とは呼べない。

したがって、原決定も当然に無効であり、少なくとも私の裁判ではない。

2 以上とのおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

第4 本申立の理由の説明

何度も言うように、訴えた犯罪を否定した実質的根拠が無い。 列挙した蓋然性を無視している。

具体的には、「罪とならず」と判断した理由が無い。 処分や決定の合理性が無い。

何度も言うように、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、実質的な理由には、なり得ない。

なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?、誰にも解らない。 100%自明

★理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。

簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた欺瞞こそ、まさに職権濫用の極みである。

このような甚だしく不合理な国家権力の行使は、当然に不適正であり、妨害である。

犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。
制度として私闘を禁じ、個人の刑事起訴の権利を奪っている以上、処分の合理性は不可欠である。
ひとたび告訴状に記載した嫌疑を受理した以上、なおさらである。

このような故意の事実誤認は、当然に、犯罪であり、手続妨害であり、人権侵害である。

★また、身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当り前に自由権的な権利性は有る。
具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条)、犯罪の検挙により身の安全の確保を求める権利である。

なおこれは、たとえ権利ではないとしても、少なくとも、法律上保護される利益である。

違法性

最大要素が欠落しては、そもそも判断できない。 甚だしい経験則違反かつ論理則違反である。
刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。 自由心証といえども、合理性は不可欠である。
虚偽ないし無根であり、極めて反社会的なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。
要するに、包囲網による無法社会の陰謀であり、私限りの非人扱いである。 広義の判例違反
これは組織的隠蔽による人権侵害であるから、当然に、憲法解釈の誤りと見做せる。
当然に正当業務行為ではなく、手続(告訴)妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

包囲網としての無法社会の陰謀である

合理的根拠が無いから犯罪(組織的隠蔽)だと訴えているのに、全機関とも検証しようとしてない欺瞞。
このような、私限りの非人扱いは、通常成し得るものではなく、無法社会の陰謀の象徴である。
とどのつまりは、社会一丸となって、未来永劫、見て見ぬフリをすることによる隠蔽である。
なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。
その最新版は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも公開している。

●原事件の核心(全機関とも無視している点)● 付審判請求書 4 頁ほか

●村人の石井恵子の 3 度の留守宅内侵入●(D II-4,5,11,13 号証)

石井恵子は、①2017 年 4 月 29 日 15 時頃、②2017 年 8 月 15 日 17 時頃、③2018 年 1 月 10 日 12:30~18:00、の三度に亘り、其々、包囲網として事前共謀して、常時監視によって、私の留守中を狙って、菩提寺の世話を装って、私への無言の脅迫の意図を持って、私の留守宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)を訪れ、玄関扉を開けて土間に侵入し、①と②においては菩提寺からの配り物を居間の縁端に置き去り、③においては土間に在った私のサンダルの片方を居間に放り上げるとともに、軒下の郵便ポスト内に菩提寺の配り物を置き去り、其々、自らの犯行を誇示して、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるぞ」との私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫の害意を表示し、もって、包囲網の組織力を誇示して、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪った。
なお、三度目は、郵便ポスト内に他の配達物は無く、他に来訪者も見当らない。

★留守宅内侵入の正当性が無いこと

私への★★★超敵対的発言を重ねておきながら、厚顔無恥にもその後、必要も無く、サイトウ郵便局員を模倣して、「立入禁止」の表示を無視して、留守宅内侵入という誰でも違法性が自明な行為を敢えて重ねたことは、その典型的な反社会性が誰にも自明過ぎるがゆえに、故意の害意の証左である。

詳細は以下の通り、其々が犯行を確信すべき、極めて有力な状況証拠である。

両検事はこれらの点を無視したと思われる。

1★★★留守宅内侵入は原則違法なのが誰でも自明であること

留守宅内への無断立入りなど、当り前に、全世界共通に、ご法度である。

事前の合意が無い限り、①無条件の自律権(憲法13条)侵害なので、部分社会の法理では阻却し得ない、確定的不法行為であり、更には、②留守宅内の物が紛失していたりすれば、当然に窃盗の嫌疑を受ける風評リスクも有ることは誰でも知っている。

2★★★村人関係が既に崩壊していたこと(DII1~3号証)

石井恵子は、20170416 の村の総会②において、既述の超敵対的発言を行った。

なお、私が発言中に皆が帰宅したなど、私への村八分の状況は、反訳書の通りである。

これらは私の発言の自由を根拠無く奪っており、露骨な人格権の侵害である。

2号 P1 上 「(石井恵子)総会の議題より後回しにすべき」 (説明)私が発言中

3号 P4 上 「(石井恵子)(郵便局の件は)ここで言うことじゃない」 (説明)私が発言中

3号 P4 下 「(石井恵子)「総会を終わりにしましょう。」 (説明)私が発言中

3★必要性が無いこと

屋外のポストで用が足りるので、前任の私は現に、留守宅になど一度も立入っていない。

4★★前後の事件との相互関連性(模倣性)

20170405 のサイトウ郵便配達員の居眠り中の屋内侵入(C事件)や、20200503 の入澤雄一ヤマト運輸配達員の留守宅内侵入(CIV事件)と同類である。

つまり、「無意識下の無防備を突いた行為」が共通であり、皆で通謀して同様行為を反復(模倣)してみせることによる、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるぞ」との、包囲網の無言の威力脅迫に相違無い。

5★★「立入禁止」と玄関扉に大きく表示していたこと

6★ 「他人に家に出入りされたくない」旨を告知済だったこと(DII4号証)

7 三回とも物を置き去りにして、自分の犯行を誇示している点

8 一回目も二回目も風雨が弱かったこと 三回目は雨無し

9 二回目の配り物は領収書だけであること

10 二回目は、同条件の天候を狙って半月以上も待機していた疑い

11★★★★群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視したので、当り前の法令違反である。

警察法 2 条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪捜査規範 4 条(合理捜査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法 1 条(個人の権利と自由を保護)などの違反である。

●2人の警官が、崩壊済の人間関係の訴えを無視したことこそ重大である

●牧島秀夫の「非常識は犯罪ではない」旨は、当り前に、虚偽である

犯罪とはすべからく非常識であるから、合理的根拠にはなり得ない。

●牧島秀夫の「私達そうゆう担当じゃないから刑事課に出せ」は虚偽である

捜査規範 61 条に場所の定めは無いので、告訴状の受理資格が有りながら、虚偽を用いて受理拒否したことは、当り前の手続妨害であり違反であり、到底、正当行為ではない。

以上